

## 第四部 全体の到達点と人権救済活動

### 埋もれた被害者

#### ●「心を掘る」から

三上正良の北海道・北見時代の動静を地元『北見市史』に遺した小池喜孝は1948年、東京・中野区の小学校教師をしているとき、公職追放に遭った。理由は「戦前に軍国主義を鼓舞し、戦後は労働組合運動に狂奔するなど無節操であり、教師に値しない」とされた。

なんでも理由になるものだ。もちろん口実であり、本当はレッド・ページにはかならない。当時、小池喜孝は中野区教員組合に所属し、上部団体の東京都教育労働組合本部中央執行委員で専従となり常時、書記局に詰めていた。おりから47年の2・1ゼネストでも闘争本部に詰めていた。

あとで知れたところでは、学校の保護者会の有力者たちが画策していたというから、周辺密告、あたらずとも遠からずと推測される。

公職追放になった教師を雇ってくれるところはない。親子4人で六畳一間の木造アパートに越し、校正アルバイトなどで食いつなぐ。それより辛かったのは「無節操」と刻印されたこと。口実と分ってはいても、確かに「疎開五訓」をつくって子供たちを軍

国の子にし、また同じ子供たちに墨塗り教科書をつくらせた心の傷をさらに痛めた。「心を掘る」の一つだ。

公職追放は3年後の51年、講和に伴う特別措置で解除になったが、東京都は再採用を拒否してきた。理由は示されない。だが拒否は教職採用の現場に知れ渡り、復職の道は閉ざされたままとなり、諦めかけたところで、53年8月、ようやくつながったのが北の果てに近い北海道の道立北見北斗高校だった。

生徒たちには人気の教師になった。そして、どこからともなく噂が流れた。採用にあたり、組合活動はしない、クラス担任はもたない、主要科目はもたないの三禁誓約書を書いた。まことしやかの類だ。だが何年かにわたって教職員組合の役職には就かなかったし、担任をもたなかったし、教科は人文地理だった。誓約はともかく、なんらか制約を強いられた影を感じさせる。

#### ●「レッドページ」から

レッド・ページ30年にして、後輩記者の取材に「もう赤穂浪士どころの騒ぎではないですね。世を忍び、名を偽って生きる以外になかった」と回想した小林登美枝の言葉が改めて思い返される。大仰に見えて、決して大仰ではない。

『梶谷編刊』でも、梶谷善久が解雇によって困窮化する個人の生活に新聞記者としての目を向けている。

村八分ということばは昔のことではなかった。レッド・ページを受けた者は、一切の報道機関から締め出された。もちろん普通の企業も就職の門をぴたりと閉ざした。親戚や友人からも疎外される始末だった。(中略)

新聞通信放送関係のページ組は、解雇半年間は失業手当でなんとかのいだが、やがて生活難がひしひしと各個人に迫った。グループをつくってコンブアメなどささやかな商品を持って、支援してくれそうな組合を回って行商したが、その収益は交通費を償うのがやっとであった。

何も売れずに、浅草橋から新橋までとほとほと歩いて帰ったこともあった。組合の集まりに出て不当解雇を説き、支援を訴えるのが主な目的だとみずから慰めていたが、その発言の機会さえも組合側から断られることが珍しくなかった。

NHKの被解雇者たちは、ラジオ受信機の修理からはじめて、やがて部品を仕入れて組み立て、市価よりも安い価格で販売する商売をはじめた。1953年に民間放送が発足してからは、そこへ囑託などになって新しい生計の道を開くものもいた。

新聞記者だったものは翻訳や匿名原稿を書いたり、速記を引き受けたり、印刷工は町工場でアルバイトしたりした。書籍の訪問販売、洋裁や毛糸あみもの下請け、焼きいも屋、端切れ屋などさまざまな仕事の精を出した。

当時すでに花形ジャーナリストだった畑中政春は、夫人に築地魚市場への買出しを頼んで佃煮屋をはじめた。どれも「士族の商

法」どころか、解雇者のせっぱつまった商売なので、成功した例は皆無だった。

職業安定所が失業保険金の支払いと就職のあっせんに入った。窓口の係員のなかには理解と同情を示す人もいないではなかったが、再就職先の世話は形式だけにとどまり、面会先の企業では例外なくただちに断わられた。

個人の経験でいえば、法廷闘争中はいうまでもなく、朝日へ復帰してから数年たった後も、ページ該当者であることがわかって、雑誌の定期的な寄稿からはずされたり、ニュース解説の長期放送から突然おろされるなどのがい目にたびたびあった。……私はページ解雇の重い十字架を、30年にわたって背負いつづけてきたような気がする。

右の(中略)部分には、松本清張の『文藝春秋』寄稿部分の引用が入っている。その部分を再引用すると以下になる。

### ●「追放とレッド・ページ」から

レッド・ページの烙印を捺されて解雇された人間は、どの会社からも永久に閉め出された。

三菱電機に勤めていた当時の組合長は、レッド・ページにあつて失業していろいろな職業を転々としたが、たまたま進駐軍関係の自動車運転手になろうと考えて応募した。

すると、虎ノ門にあるCICに呼び出され、行ってみると、「お

前が三菱に居たことは、ちゃんとこの通り写真ではつきりしている」と見せられ、びっくりした。これは、前に会社側が占領軍の仕事をしていて、従業員の写真を占領軍に撮らせていたためであった。

顔写真まで無いにしても、レッド・ページを受けて者は、前歴を隠して就職しても、それがバレると必ず解雇された。その失業の果てに自殺した人間もあるくらいである。

全通の荏原電話局の支部にいた或る組合員は、他所の地区に応援に行つて警官に捕まり、それが原因になつてレッド・ページになつた。その後、何度就職しても、ページの履歴がバレて解雇され、遂に29年の末、横浜で電車で飛び込み自殺した。まだ31歳だった。

こういう例は他にもある。東京都庁は現業を含めて170名のページを行なつたが、その中の江戸川区役所吏員の一人は、餓首されたのちニコヨンをやつたり、地方紙の記者をやつたりしていた。彼は33歳で、2人の家族持ちだったが、26年の末、荒川放水路に身を投じて自殺した。遺書は無かつた。

都営の結核病院に勤めていた29歳になる看護婦は、組合の役員だったが、ページを受けてから個人経営の病院を転々とした。彼女は大きな病院に就職しようとしたが、そのたびに身許調査の結果、ページのこと分り、どこに行つても就職は出来なかつた。27年の春、彼女は失意のまま郷里栃木県に帰る途中、列車の中で服毒自殺をした。

その他、レッド・ページで職場を追われ、新しい仕事にも就け

ず、懊悩と貧窮の末、気が狂い、精神病院に収容されている者は、東京都の場合でも4人はいる。

以上は東京中心だが、これを全国に求めると、同じようなことがもっと多い数に上るのであろう。

経営者は、採用者に対して、それがアカであるかどうか厳しく身許調査している。日経連所属の各会社は、24、25年の退職者に対しては特に調査が厳密である。このためアミの目をくぐる事が出来ないといわれている。

同じ被解雇者でも、新聞社関係の記者は筆が立つから、それを生かして活路を求めるので、まだいいほうである。一番悲惨なのは、手に職を持たない人たちだ。

また、逆に、ページになつた人間を意識して傭う会社もある。これは、その経歴から組合運動対策に向けさせるためだ。戦前の共産党の転向組の大物の今日の在り方を見れば、それは納得できよう。

ページで追われた人間は、どこにも就職出来ないとすると、小さな商売をするか、ニコヨンになるしかない。貧苦と経済的な窮乏は、次第に彼らからイデオロギーを奪い取る。食うためには何もしなければならなくなる。尖鋭な党员でも脱落する。こうなると、社会的にも経済的にも、また党からも見放されて、気の弱い者は性格破産者となるのだ。

また、党自体も当時コミンフォルムから批判されて、例の所感派と国際派とに分裂していたから、そのどちらかに立っていた下部党员は、その立場によつてはおっほり出された。

共産主義運動という精神的な支柱が彼らの苦しい生活をなんとか保たせているのだから、これを失うことは、彼らを破滅に陥れることになる。さらに、他のページ組でも、貧窮との戦いに敗れ、良心的な生き方に耐えきれなくなってしまう。そのため、嘗ての組合運動の闘士が、詐欺をやったり、曇力団に入ったり、横領して逃げたりした例もある。レッド・ページの与えた影響は、今日でも悲惨に生きているのである。

#### 【注】

・「心を掘る」＝小池喜孝は、教職のかたわら、土地に埋め込まれた歴史に目を向けた。差別された先住民、あるいは移住者の中にも足尾鋳毒事件の被害者や秩父事件の逃亡者ら重い過去をもった人たちがいて、さらには過酷な囚人労働の犠牲者もいた。関心を深め、広め、北見を拠点に民衆史掘起こし運動を起こした。

晩年、半生を語る心境になり、『北海道新聞』の聞き語りに応じ「心を掘る」(連載18回)となった。2002年、85歳のときで、2年後87歳で亡くなった。本稿は主として「心を掘る」に拠る。

・墨塗り教科書＝戦後、新しい教科書が間に合わず、戦前の教科書を卒業生、進級生からそれぞれが譲り受ける形で使った。しかし軍国主義部分が多々あり、文部省の指定のもと、不当部分に墨を塗り、あるいは缺で切断し捨てた。実際には、教室で、教師の指示によって生徒自身が墨を塗り缺を入れた。

・ニコヨン＝日雇い労働者。寄せ場といわれた幹旋場で1日限りの仕事に応募して日当を得る極めて不安定な労働者。日当が240円だったことからニコヨンと呼ばれた。

## 全国連絡センターに結集

「レッド・ページ反対全国連絡センター」は、「はじめに」で触れたように、2002年11月3日、主催した「レッド・ページ50周年集会」の成功を機に結成された。

以来、一貫してレッド・ページ被害の掘起こしと被害者の救済の運動に全力であたっている。機関紙『レッド・ページ反対運動全国情報』は、被害者、支援者ともども、ときに孤立しがちな同志の結節機能となって活躍している。

内なる課題は高齢化。いま、センターに結集している被害者はみな90歳を超え、年々減って、既に100人をきっている。センター自体の執行体制も同様で一時は、創立以来の代表委員や事務局長が相次ぎ亡くなって非常の転機を迎えたこともある。世代をつなぎ、成果と課題の引継ぎが大事となっている。

同時に、課題は現代に直結しているとの強い認識も共有している。レッド・ページ問題の解決は、基本的人権の確立を確かなものとし、いまなお続く職場における思想差別、人権侵害攻撃の根絶に結びつき、労働組合運動の階級的強化にも貢献する、そう考えている。

加えて、2009年3月27日、兵庫県・神戸在住のレッド・ページ被害者3人を原告として起こした「レッド・ページ国賠請求訴訟(国家賠償法による救済)」は新たな展開を切り開いた。訴訟そのものは神戸地裁―大阪高裁―最高裁と敗訴になったが、この

過程で積み上げた裁判記録は国民共有の公的記録となつて今後の裁判闘争ならびに被害者救済運動の大きな礎となつている。

注目は、レッド・ページで果たした国の責任を直接問うていること。本件以前の裁判では解雇の不法・不当を衝いて解雇の無効を訴える形だったが、本件はこれを超え、国が憲法違反の解雇を主導し、この結果、解雇そのものによる被害にとどまらず、再就職の阻害、家族の被害にまで及んでいる実態を明らかにし、国家賠償法による救済（賠償）を求めている。

少なくとも、1950年9月5日の閣議決定後のレッド・ページ解雇は争う余地なく国家意思によるものであり、責任は明らかだ。敗訴にはなつたが、大阪高裁の判決には「講和条約発効後に日本政府が救済すべき作為義務が発生するのは、日本政府が実質的にレッド・ページを主導し、連合国最高司令官の強大な権限を利用したような場合に限られる」との一条があり、本質を衝かれたことを認めている。

同じ占領下、軍国主義者らを追放したいわゆる「公職追放」は、講和条約発効後、「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」の制定によつて一切の「公職追放」が解除され、「救済」された。この視点からは国家の不作為、政府、国会の怠慢、背信が糾弾される。

同じ視点からは、特別法制定による救済を求める国会請願行動や国および企業等に対する人権救済申立運動が注目される。日弁連（日本弁護士連合会）及び各地弁護士会も、政府および関係企業に対し、「人権救済措置を講じるよう求める」勧告を文書を以て

行い、立場を明らかにしている。

理不尽の壁は厚く、道は各所で阻まれ、崩されているが、展望は常に開かれている。この全てに目配りし、手配りしているのが「レッド・ページ反対全国連絡センター」である。運動の到達点と課題を鈴木章治・事務局長に提起していただいた。

## レッド・ページ反対運動の到達点と今後の課題

鈴木 章治

レッド・ページ反対  
全国連絡センター事務局長

### 1. 直後の解雇撤回・復職を求めるたたかい

#### ① 困難を極めた復職闘争

当時、GHQ・日本政府の労働政策右傾化の下で全労連は解散させられ、前後して結成された総評は「われわれは日本共産党の組合支配と暴力革命的方针を排除し、労働階級の永き要望に応え、自由にして民主的なる労働組合に依つて労働戦線統一の巨大たる礎をすえたのである」と宣言し、レッド・ページにたいする態度は、「民主主義の社会秩序を打ち立てようとする日本に於ては、暴力による破壊行為及びこれを準備する行為は許されない。したがつてこれらに該当する者は何人たるを問わず、処分の対象とされることは止むを得ない」（1950年9月評議会決定「共産党員および同調者にたいする態度」として、被ページ者を見殺しにするものであった。

そうした中で、組合員資格を奪われた被害者は、独自に誠首反対同盟を組織して裁判、および労働委員会へ解雇無効を訴えたが、結果は一部をのぞき敗訴となった。(1958年時点で15産別などで70訴訟)

最高裁大法廷は、マッカーサー書簡の法的効力について、1952年の共同通信にかかる決定で、「日本のすべての国家機関並びに国民に対する指示でもある」と判示、「超憲法的」な指令だとしている。また1960年の中外製菓事件では、同書簡の指令が「『その他重要産業』をも含めてなされたものである」と判示し、原告の訴えを棄却している。

この背景にはGHQの圧力があった。五鬼上堅磐(ごきじょうかきわ)最高裁事務総長(のちに最高裁判事)がGHQからの指示を語っている。「GHQから『この種の訴えは全て請求棄却。ページは有効とする判決を言渡すべきである』との指示を受けて、事務総局の総力あげて全国の裁判所を行脚した。明らかな裁判干渉である」。(毎日新聞1970・12・21)

共同と中外の二つの事件の大法廷裁判長は、当時の田中耕太郎長官。GHQのホイットニー民政局長との会談で、レッド・ページを民間に拡大するにあたって新たにマッカーサー書簡を出し、欲しいと要請したが断られ、持論に合わせた「解釈指示」なる造語をして不当な最高裁決定に導いている。この最高裁決定が今もレッド・ページ反対闘争の大きな障害となっている。

② 不当解雇反対同盟全国連絡会(12産別)後に協議会)結成と  
全国集会の開催

① 「復職闘争」に総評など労働組合の支援が始まる。

GHQ・日本政府に育成され、産別会議から脱退した「民同派」によって結成された総評は、その後GHQの意図に反し「ニワトリの卵からアヒルがかえった」と称されるように、軍事基地提供反対、再軍備反対の方針を掲げ、第7回大会(1956)でレッド・ページ解雇反対闘争の支援を決めた。

翌年に総評後援で初めて不当解雇反対全国集会を開催、以降毎年春闘時に開催してきた。

不当解雇反対同盟は、事務所を構え、全国ニュース(後に解雇反対通信)を毎月発行し、たたかひの交流を図ってきた。

第8回全国集会(1964年5月)後の被害者組織の状況は把握されていないが、この年の7月に開催された第26回総評定期大会では、レッド・ページ被害者の復権・復職闘争支援に関する決議がなされ、全国連絡会は参加同盟組織に、この決議に基づいて運動を広げるよう求めた。

一方、レッド・ページ裁判は、1984年7月4日の電産九州事件にかかる最高裁棄却まで続けられたが、支援していた総評加盟産別でも「レッド・ページ50周年」を境に集会等を主催することが少なくなってきた。

② 同盟系労組のレッド・ページ被害者は、労組からの支援は得られなかったが、電産のページ被害者は、東北、関東、九州で約640名が裁判に訴え、不当解雇反対同盟に加わり、たたかひしてきた。最高裁棄却の以降も、被害者と家族を中心に継続した集まりで「怒り」「励まし合い」を共有している。例えば電産〇〇8・

26会などがそれだが、現実には内向きの共有に止まり、外に向けて広がるたたい組織には発展しえなかった。

## 2. 新たな全国組織「レッド・ページ反対全国連絡センター」の

### 結成

① 「レッド・ページ50周年のつどい」の成功

2000年5月、全通、都職労、都教組、電産、群馬教祖、全通福岡、全農林、貝自動車、横浜市従、千葉県職労の各所属だった被害者10氏の呼びかけで「レッド・ページ50周年のつどい」が開催され成功した。

この「つどい」を契機に、翌年の「アカハタまつり」などで全国交流の機会を積み重ね、2002年10月、「レッド・ページ反対全国連絡センター」の結成になった。「名誉回復・謝罪」「国家賠償」を要求として掲げ、その実現を目的としている。

②しかし、組織対象が被害者中心であったことから選出された代表委員、事務局長が相次いで逝去するなどアクシデントがあり、組織的活動は一時停滞のやむなきに至った。

③全国の被害者の要望と期待を受けて、2005年5月30日、第2回（再開）総会を開催し、「全国連絡センター」としての活動を再開した。運動の基本を「名誉回復」「国家賠償」に据え、

①名誉回復と国家賠償を求める特別法制定を求める請願署名運動・国会請願行動の開始

②日本弁護士連合会ははじめ各地の弁護士会に、人権救済申立てする取り組みの開始

③事務局体制の確立

④ニュースの発行 —— などとした。

## 3. 運動の到達点

①運動の拠点となるセンター事務所の設立は運動の前進に大きく寄与した。

②新しい峰を築いた国会請願署名運動と請願行動Ⅱ国会請願行動は2006年から取組み始めた。毎年3万筆を目標に、これまでの署名は約30万筆に達した。請願の紹介議員も共産党議員以外に立憲民主など6議員の承諾を得ている。

③この間、全労連など日本の各分野のナショナルセンターを実行委員会とする「60周年のつどい」「65周年のつどい」に取り組んだ。被害者の呼びかけによった従来の「つどい」とは異なる実行委員会形式で、両「つどい」とも内容を『記念誌』にまとめ、広く配布して普及に努めた。各2000部以上に達しているが、まだ広がりには限定的といえる。

④人権救済申立運動の前進Ⅱ2008年、日弁連が兵庫県在住の3人の被害者の人権救済申立てに代えて政府への救済勧告を出した。これによって、レッド・ページが政府による戦後最大の人権侵害であることを社会的に明らかにした。

日弁連は、続いて2010年にも「全ての被害者の救済を求める」と明記して2度目の勧告をおこなった。この間、センターとして、日弁連はじめ各地弁護士会に向け何度かの要請行動を行っている。

この結果、救済勧告は、日弁連はじめ13弁護士会によって政府と関係企業に対し行われた。直近の埼玉弁護士会の場合は弁護士会の措置としては最も強い警告で救済を求めている(2018年3月16日)。

⑤ 国連人権委員会に要請 国際人権活動日本委員会に加盟し、2002年の要請団に被害者がジュネーブの国連人権委員会(当時、現在は理事会)で訴えた。以降同委員会が取り組む日本政府の遅れた人権問題への告発・改善させる問題の一つとして取り組んでいる。

⑥ レッド・ページ国賠訴訟 2008年、兵庫県在住の3人は、日弁連による勧告を励みに、名誉回復と損害賠償を求めて神戸地裁に提訴した。この訴訟はレッド・ページ被害者の国賠訴訟としては初めてになる。

原告側は、中外製薬事件で示した最高裁の「解釈指示」は、最高裁が勝手に判断したことだと新たな証拠を示して憲法判断を求めて争った。しかし、最高裁は、大法廷決定後の新たな事実関係を一切認めず、審理もせず棄却した。

この結果、国賠訴訟は、神戸の一審敗訴、大阪高裁控訴棄却、最高裁上告棄却、さらに再審3度の棄却と続き、大阪高裁での再審申立も棄却され、司法の場での解決の途は閉ざされた。

日弁連は、あまりにも酷い判決を批判し、判決の如何にかかわらず政府にたいして、改めて勧告の趣旨を踏まえた被害回復の措置をとるよう求める、会長談話を出している。これは3度目の救済勧告と言っても過言ではない。

⑦ レッド・ページ反対組織の拡大 2010年4月には北海道、2012年4月には大阪・埼玉で全国連絡センターに結集する新たなレッド・ページ反対組織が結成された。共通するのは被害者を包む支援の広がりの中で結成されたことだ。

また、東京、神奈川では被害者の数に倍する支援者が会員になっている。これは運動を進めるうえで大きな特徴である。熊本、長崎、福岡、山口、島根、京都、岡山、千葉、岩手、宮城などでは被害者中心に止まっただけで、事実上、開店休業の状態にあることから、東京・神奈川の例は今後のありかたを示唆している。

レッド・ページ被害者は既に90歳代以上に入っていて、高齢化が一段と進んでいる。当事者を中心とする組織の限界とも言え、今後の運動前進には、被害者をつつみ込むと同時に、仮に被害者がゼロになっても運動を継続させる事が可能となるか否かが喫緊の課題となっている。

⑧ 『全国情報』の発行 機関紙『全国情報』は2010年2月の創刊以来、これまでに50号を重ねた。互いに紙面を通じて交流し、激励し合うことで運動に大きく寄与している。

⑨ レッド・ページを日本政府および企業経営者に示唆したアメリカへの謝罪申し入れ 総会でアメリカの責任を問う決議を行い、アメリカ大使館に謝罪を申し入れた。大使館側は、当初、警備員による対応だったが、2010年12月23日、初めて館内での書記官対応になった。2011年1月には、本国のオバマ大統領にも報告された。

さらに、2012年2月9日には2回目の館内での書記官対応



があり、また、同年4月にはアメリカ公使主催の「2011年度人権賞受賞レセプション」が開かれ、レセプションに招かれたレッド・ページ反対運動の支援組織である国際人権活動日本委員会のメンバーからレッド・ページ問題の貴重な情報を提供した。

⑩記録映画「レッド・ページ(仮題)」の製作はレッド・ページとは何だったのか、その背景、被害者の状況などを記録映画として残し、次世代への継承を図ろうとの企画だ。

この製作を可能とするために、いま製作費賛同金の募金運動を進めている。当初は2020年秋を完成目途としたが、コロナ感染拡大防止から撮影が遅れている。現時点では今夏完成を予定し、併せてDVD化による普及、さらには大小規模の上映運動を計画している。

⑪レッド・ページ70年の今もなお、思想の自由、言論の自由への露骨な介入、人間の尊厳を奪う政治が進められている中、各界・各分野からの有識者が賛同する「レッド・ページ問題の解決は、人間尊厳をまもる政治へ一里塚です」とするアピールをひろく国民に呼びかけている。

#### 【注】

・レッド・ページ反対全国連絡センター 東京都北区滝野川3の3の1  
ユニオンコーポ402 (〒114-0023) 産別会議記念・労働図書資料室気付。TEL&FAX 03・3576・3755。月曜、水曜、木曜の午後1時から5時、在室。repa.zenkoku@gmail.com

## 到達点と人権救済活動

このセンター運動に常に寄り添い、助言と励ましを重ねているのが、本稿冊子でもたびたび引用の明神勲・北海道教育大学名誉教授だ。センターを軸にした運動の到達点と救済の方向づけに視座を開き、神戸訴訟においても証拠となる資料、論拠を多数提供し、証言にも立っている。

教授のお許しを得て、センターの催した60周年の集い、65周年の集いに寄せられた記念講演および集い記念誌への特別寄稿の中からレッド・ページ被害の実態と救済の課題に集中した部分を次に引用させていただく。

### 戦後史の汚点 レッド・ページ

#### 名誉回復・補償の必要性と意義を問う

明神 勲 (北海道教育大学名誉教授)

#### 〈四つの「負の遺産」〉

レッド・ページというのが戦後史において最大の思想・政治弾圧事件であり、人権侵害事件であったということ、そして、これが今なお、清算されていない戦後史の汚点であることについては、多くの方が指摘されている通りでございます。

私はこのレッド・ページというものが、その後の歴史に残した四つの「負の遺産」があるというふうに考えております。第一の

負の遺産は、多数の犠牲者に与えた深刻な被害という問題であります。これについては私は、被害の規模の問題、被害の継続性の問題、その内容の重大性という三点から考えております。

被害の大規模性ということでは、これは3万人から4万人の労働者が一斉に解雇されたということでございます。このように3万人、4万人も一斉に解雇されるのは戦後史に未曾有のことでございます。かつ、それにとどまらず、レッド・パージは解雇された者だけではなくて、その家族にも多大な被害を与えます。その点でレッド・パージの犠牲者というのは、非常に大量であるという特徴が一つです。

そして第二に、これも非常に重要なことでありますけれども、深刻な被害が生涯にわたって継続する、被害の継続性という問題です。それはなぜかという点、レッド・パージというのは単なる解雇ではなくて、社会の危険分子であるとか、生産阻害者であるとか、あるいは政府機構の破壊者であるという非常に強烈なマイナスの烙印、レッテルを押されての追放であり、かつ犯罪者、前科者としての扱いを受けての追放であったわけですから。

例えば、これは神戸の例でいいますと、川崎製鉄のレッド・パージで54名が追放されましたけれど、このときの「神戸新聞」の見出しは、「五十四名に引導渡」というものでした。「五十四名に引導 川崎製鉄の赤追放通告」という見出しになっております。当時のレッド・パージに関する新聞報道を見ますと、ほとんどこれに類する報道がなされております。したがって、この被害をなくすためには名誉回復以外にないんです。名誉回復がなされ

ていない限り生涯にわたり汚名はついてまわる、現在もこの被害は続いているという問題でございます。

そして第三に、非常に大規模の人数が長期間被害を受ける、かつその被害が非常に深刻な内容であるという問題がございます。レッド・パージは、人権中の人権といわれる「思想・良心の自由」、ある人はこれを「人間のしるし」と呼んでおりますけれども、その「人間のしるし」を真つ向から蹂躪する野蛮な行為であります。例えていうとそれは、人間の精神に対する死刑に相当する重大な人権蹂躪であります。

さらにレッド・パージは数万人の労働者とその家族から職場を奪い、生活を破壊し、経済的、精神的に塗炭の苦しみを与えました。レッド・パージは多くの労働者の人生を狂わせ、平穏な生活と幸せを奪います。また、レッド・パージされた人たちの多くは当時、青年であります。彼らは二度と帰らぬ青春を、同時にこのレッド・パージによって奪われたのであります。そういう意味でレッド・パージの被害の重大性ということが、お分かりいただけるかと思えます。

レッド・パージが残した第二の負の遺産は、反共主義的な意識の再編・強化という問題です。戦前は治安維持法体制下による反共意識というものが非常に強くありましたけれども、戦後の民主化の過程でそういう反共意識というものが薄れていく中で、新たに今度はアメリカ型の反共意識というものが植えつけられ、再編・強化されたということです。

戦前の反共主義というのは、これは民主主義を唱えることその

ものが犯罪ですよ。しかしアメリカ型の反共主義は、民主主義の名において共産主義を非難します。つまり、共産主義はファシズムと同じく民主主義の敵、民主主義の破壊者であると。いわゆる「左右の全体主義」という、そういう攻撃であります。このことによって、戦後の民主化によって薄れかけていた反共主義というのは、新たに再編・強化され、その後の日本の歴史に非常に大きなマイナスの影響を与えることとなります。

そして第三の負の遺産、これは日本の社会の進路にも密接にかかわる労働組合運動、労働運動の進路を変えたということ。レッド・パージを大きな契機として労働運動の指導権は戦闘的な産別路線から反共・労使協調を主義とする民同路線へ転換いたします。その結果、労働組合の弱体化と労働組合運動の変質がこれによってもたらされ、職場の権利と民主主義が切り縮められることになりました。

他方でこのレッド・パージを契機に経営者、資本の職場支配というものが確立いたします。これは戦後の労使関係の歴史を研究している研究者によると、まさにレッド・パージがそういう転機であったというふうに指摘しております。現在における職場における経営者のファシシヨ的な支配の起点というのは、まさにこのレッド・パージに求めることができます。

このような過程を通じて、じつはこれがレッド・パージの直接的な目的でありましたけれども、憲法から安保体制への日本の進路の転換という方向をたどることになります。レッド・パージというのはまさに、日本の進路を変える転軸手（てんてつしゅ）で

ありました。

「転軸」というのは、これは国鉄で昔、転軸機というのがございましたが、ポイントと呼びますけれども、列車の進行方向を変えるというものです。日本社会の進路について、そういう役割をレッド・パージが果たしました。これが第四の負の遺産です。

このようにレッド・パージによって追放されたのは、数万人の労働者だけではなくて、レッド・パージによって労働組合の戦闘性を追放する、職場における人権と民主主義を追放する、そして憲法のもとで開花しようとした戦後民主主義、その可能性を持つ五放・排除するという、そういう役割を果たしたわけです。その意味でいうとレッド・パージというのはまさに、日本の「民族的悲劇」であったといっても過言ではなからうと思います。

さらに大事なことは、今述べた四つの負の遺産というのは、じつはその後、精算されることなく現在に引き継いでいる未決の課題であるということです。

(略)

### へレッド・パージ犠牲者の名誉回復の今日的意味

#### 「沈黙の50年、絶望の50年」と日弁連勧告

次にレッド・パージの犠牲者の名誉回復、補償を求める意味というものの、これをどのように考えるかというところに話題を移させていただきます。

今日ここに、神戸の大橋さんが参加されておりますけれど、神戸地裁の原告の一人である大橋さんは、地裁に提出した陳述書の中で、自分が60年前に解雇され名誉回復にいたるまでの50年間

を、「沈黙の50年、絶望の50年」と表現されております。その無念さというのは、これはレツド・ページ被害者の共通の思いであろうというふうに私は思います。

ポツダム宣言において永久に除去するとされた軍国主義者、超国家主義者の公職追放というのは、6年も経ずして解除されました。彼らはその後、大手を振って政界、財界、官界を闊歩したのであります。

それに対してレツド・ページ犠牲者、彼らはまさにポツダム宣言が示した民主主義、人権、平和という課題、戦後という時代のテーマに真正面から向き合い、情熱的にそれを推進しようとした。まさに「戦後日本民主化の良き息子、良き娘たち」であったのではないのでしょうか。一方で、あの戦争に責任を負うべき超国家主義者・軍国主義者の追放が解除され、レツド・ページ被害者が60年にわたって解放されない歴史の不正、不正義を許すことではできないと思います。

このような中で、2008年の日弁連の勧告、それに続き各弁護士会の勧告というのは、これは名誉回復の運動にとつて歴史的、画期的な意味を持っているだろうというふうに思います。これについて昨年の総会における講演において、橋本敦先生は日弁連勧告の印象を問われた大橋さんが、「まさに絶望の50年目で天の岩戸が開いたようだ」と語ったことを紹介されております。

橋本先生はそれ続けて「いまこそ天の岩戸が開かれた」と述べられています。この天の岩戸というのはじつは、先ほど述べた最高裁の1960年決定によって、レツド・ページ被害の救済と

いう請求、運動に対して天の岩戸が開かれシャットアウトする体制が敷かれたんです。それが今回、日弁連の勧告によって開かれた、そして暗黒と絶望の歴史を変えるときが来た、希望にわく思いですというふうに橋本先生は昨年の講演で述べられています。まさにその通りであるというふうに思います。

また、レツド・ページの名誉回復というものは、もちろん当事者にとつて必要なことでありますけれども、同時にその実現というものは、日本人権、民主主義の前進、確にとつて、非常に重要な意義を持っております。そういう意味で一刻も早くこの名誉回復、補償の実現が求められると思います。

「レツド・ページは現代的な人権課題」(日弁連) — 職場に民主主義と人権を

そして第二にレツド・ページの問題を問う意義は、日弁連の勧告が非常に適切な指摘をしておりますけれど、反共主義の克服と職場に人権と民主主義をとという問題と密接な関連をもっているということ です。

日弁連の勧告は「これは過去の問題ではなく、現代的な人権課題である」というふうに指摘をしております。ここにおける闘いについて、かつて日本共産党の当時委員長の宮本顕治さんがこのように述べています。「このようなたたかいは、戦前の暗黒時代の、日本共産党員を『非国民』『国賊』としてみていた環境での困難な闘争に匹敵するものとあえてのべたいとおもいます」と。これは治安維持法の最大の犠牲者でありその当事者の言であるという

点からしてこの指摘は重いと思います。

#### 四つの「負の遺産」を克服する「転轍手」に

レッド・ページ被害者の名誉回復というのは、その運動とその結果を通じて職場に人権と民主主義の促進者として役割を期待されていると思います。つまり、レッド・ページの問題というのは、60年前にレッド・ページによって奪われたさまざまな価値のあるものを回復し復権させる、そういう意義をもっている闘いだと思っています。

たとえば、日本社会の進路ということであると、レッド・ページというのは60年前に憲法体制から安保体制への転轍手の役割を果たした。今度は逆にですね、レッド・ページの名誉回復・損害賠償を実現し、職場における人権と民主主義を前進、拡大させることを通じて、現在の安保・憲法体制から日本の社会の地図を憲法体制に変える、そういう役割をこの名誉回復の運動というのはもっているし、我々はそういう希望をもってこの運動を進めなければいけないんじゃないかと考えます。

#### 大きな展望を掲げ、広範な戦線での共同を

レッド・ページの名誉回復と損害賠償を求める運動は、四つの「負の遺産」の清算をめざし、憲法・安保体制から憲法体制への転轍手としての役割を果たし、大江健三郎の言葉を借りると「デューセント」な日本社会を目指す、そういうことを展望しつつ、この運動を進めるべきだと思います。

そのためには、それはこの集会にもそれは実現されておりますけれど、広範な戦線の共同・連帯というものが必要だと思います。例えば、治安維持法とレッド・ページというのは、これはまさに「双子の兄弟」でございます。

治安維持法というのはいわば戦前のレッド・ページというべきものであり、戦後のレッド・ページは戦前の治安維持法の復元です。ですから、治安維持法との関係、あるいは「第二のレッド・ページ」ともいえるべき「JR差別採用」の闘いとこのいっそうの連帯を求めなければなりません。さらに現在も大きな問題となっている大企業における思想差別の問題、東京都を中心とする「日の丸、君が代」をめぐる問題、これら「思想・良心の自由」を懸念に擁護しようとする運動というのはたくさんあります。

困難な状況のなかで勇気をもって人間としてまっとうに生きることを掲げ闘っている沢山の人たちや団体との連帯はもちろん、その他、民主主義擁護の問題、あるいは貧困・格差の解消の運動との共同も大切です。

また、現在、高校生、大学生は就職難で苦しんでいますが、職を得れないという苦しみはレッド・ページ犠牲者の思いと共通するものであるというふうには私は思います。ですから我われは、その戦線をここまで広げて考える、そのことよって名誉回復を勝ち取るという、必要があるというふうには考えております。大きな展望と高い目標を掲げ、広範な共同と連帯の力で、犠牲者の名誉回復の運動を推進しましょう。

最後になりましたが、インドの有名な詩人タゴールは次のよう

に述べております。「人間の歴史は虐げられた者の勝利を忍耐強く待っている」と。レッド・ページの名誉回復を実現することによって、このタゴールの言葉が真実であったことを一日も早く確証できることを願いまして、本日の私の講演を終わらせていただきます。ありがとうございます。

#### 【注】

・記念講演Ⅱ2010年12月11日、東京・全理連ビルの会場で開かれた「戦後最大の人権侵害 レッド・ページ60周年記念のつどい」(同実行委員会主催)での記念講演。レッド・ページの全体像におよぶ篤い講演となったが、主題となる「名誉回復・補償」にかかる部分に集中して再録した。会場には250人を超える参加者があり、次の世代に引き継ぐ契機も得られた。

### 運動のさらなる到達点をめざして

明神 勲(北海道教育大学名誉教授)

レッド・ページ犠牲者の名誉回復と補償の訴えが多くの人びとの心に届くには、それがたんに過ぎ去った過去の出来事ではなく今日と明日の問題であり、当事者である犠牲者たちだけの問題ではなく、わたしに、そしてあなたにかかわる問題であることを理解してもらうことが必要である。

そのためには、どのような内容のメッセージを、どのような方

法でつたえればよいのだろうかーレッド・ページ運動が「独唱」に終わらず「合唱隊」を得ることにわれわれが成功ができるかどうかの中心点はここにある。

(略)

人びとの共感や支援を得るには、レッド・ページ運動の今日的な意味と未来の可能性についての明確でポジティブ(積極的)なメッセージを運動の前面に掲げることではないだろうか。それもっとも短い言葉で表現するなら「人間の尊厳の確立」ということであり、さらに一言くわえることが許されるなら「デイーセント・ワークの実現を通じて人間の尊厳の確立」ということではなか。レッド・ページ犠牲者の名誉回復運動は、自らの名誉回復・復権の実現を通じて日本国憲法の名誉回復をはかり、「人間らしい労働(デイーセント・ワーク)」の実現を通じて人間的で「個の尊厳」が尊重される豊かな社会を次の世代に手渡すという射程をもった壮大な歴史的事業である。つまり、明日のために人権と民主主義の泉を掘り、平和の本を植え、日本国憲法の輝く豊かな森を育て未来世代に手渡すという高貴な営みがある。このことにわれわれは誇りと確信をもつことができる。

(略)

#### へレッド・ページの特性をいかした共同で「合唱隊」を

共産主義者あるいはその支持者であるというだけの理由で数万人の労働者を職場から追放し社会から排除したレッド・ページは、憲法第19条「思想・良心の自由」をふみにじった戦後最大の思想弾圧事件であり、また職場から追放することによって、多く

の労働者から憲法第27条が保障した「勤労の権利」を奪い（勤労は、生活の手段であり同時に人間としての自尊心・誇り）「個人の尊厳」を育む不可欠の手段である）、そのことによって日本国憲法の最重要条項Ⅱ「憲法の中の憲法」と評される憲法第13条「個人の尊厳、幸福追求」の権利を数万人の労働者とその家族から奪った。

レツド・ページのこのような特性は、「思想・良心の自由と人権」「労働の権利」「人間の尊厳」をキーワードに多くの人々、組織、運動とつながり共同・連帯の関係をつくることを可能にしている。とりわけ、「ディーセント・ワーク」を切り口に、労働者・労働組合、青年とレツド・ページ運動を結ぶことが出来るかどうか、運動の未来がかかっていると云っても過言ではない。

不安定で「モノ」扱される非正規雇用者が、じつに労働者の4割、「過労死・過労自殺」までうみだす長時間労働、懸命に働いても貧困からぬげだせない低賃金労働者など、労働の場で労働者の「個人の尊厳」はありとあらゆるところで踏みじられていく。「ディーセント・ワーク」の実現を通じて「個人の尊厳」の確立を呼びかけるべき未知の友、「合唱隊」の仲間はわれわれのまわりに沢山いるのではないか。

### 〈記憶せよ、記録せよ、そして闘いつづけよう〉

#### 【運動における記憶の重要性】

表題は、井上ひさしの『記憶せよ、抗議せよ、そして生き延びよ』から借りたものである。この間のレツド・ページ運動の大き

な成果の一つは、戦後半世紀もの長い間、封印され歴史の間に閉じ込められていたレツド・ページの記憶を歴史の舞台に登場させ、記憶の歯車を回転させはじめたことであろう。

歴史における記憶の役割は、時には誤った内容によって人々を狂気に導くこともあるが（たとえば民族紛争）、逆に人々に勇気を与え高貴な行動に誘う原動力であり、権力もお金もないわれわれにとつては闘いの最大の武器である。レツド・ページの事実を忘れない、それをしっかりと記憶し語り伝える、勝利するまであきらめずに闘いつづける、この三つはわれわれの運動の武器であつたし、これからいっそう重要になってくるであろう。

#### 【記憶の記録化の意味】

他方で、人間の記憶は不確かなもので、石に刻まれた文字ではなく波ぎわの砂にかかれた文字のようにはかないものでもある。レツド・ページ犠牲者が80歳を超える高齢を迎えている現在、記憶の記録化は、喫緊の課題となっている。

個人の記憶はその人が亡くなれば永遠に消えてしまいが、記憶の記録化は、それを永久に継承することを可能にし、「わたしの記憶」を「われわれの記憶」につなげることが可能となるからである。記憶を記録化することによって記憶を確かなものとし、多くの人々と共有すること、さらにそれを次世代に引き継ぐことによって未来をつくっていく足場にするのが可能になる。

その点で、今年度のレツド・ページ反対全国連絡センター総会方針に掲げられた当事者の証言の記録という課題は要を得た適切なものであり、それを文章、証言テープ、DVDなどに記録す

る取り組みを全国的に展開することがまたれている。それらは「未来への覚書」となり貴重な財産として継承されることになるだろう。

(略)

「あとにつづくものを『信じて走れ』」

―運動の担い手の世代継承にかかわって―

当事者たちのこれまでの労苦に称賛と敬意を

「レッド・ページ65周年のつどい」においてレッド・ページ反対連絡センター事務局長の鈴木章治氏は、「レッド・ページ反対運動は現在一つの転換点を迎えている。被害者が80歳を超える高齢者となっている中で被害者中心の闘いから、治安維持法同盟のように被害者を包む闘いへの転換が必要である。そのような運動体をどうつくりあげていくかが今年の課題である」と述べ世代継承の必要性を強く訴えた。

わたしはそれを運動と組織の今後の命運を左右する重要な問題提起とうけとめた。同時に、全国連絡センターの金子さん、鈴木さん、神戸の大橋さんをはじめ東京、神奈川、北海道などで「生きていくうちに名誉回復を」という強い信念をいただきこれまで運動の先頭にたつて尽力されてこられた多くの人たちの姿を思い浮かべつつ、その勇気とこれまでの功労を思わずにはいられなかった。

忘れ去られていたレッド・ページを歴史の舞台に登場させ、全国センターといくつかの地方組織を確立し、画期的な日弁連の救済勧告とそれにつづく各弁護士会のあいつぐ救済勧告などは、こ

の十数年間の運動においてわれわれが手にした大きな成果であり、その財産目録は決して貧しいものではない。

残念ながら、国家の謝罪と賠償という最終目標への到達は途上にあるが、これまでの成果と到達点は誇つてよいし、それに対していささかでも過小評価をすることがあってはならないと考える。日弁連勧告・各弁護士会の人権救済勧告は法的強制力はもたないとはいえ、法曹界の一翼による事実上の名誉回復宣言であり、最終目標にいたる大きな一歩としてその意味はもつと重視され活用されてしかるべきだと思う。

(略)

日弁連勧告・各弁護士会の人権救済勧告は限定的な意味ではあるが名誉回復の第一歩であり、「大いなる目的を達成」したのだと思う。誤解を恐れずに言えば、「名誉回復は一部実現した、さらに完全な名誉回復という到達点を目指し闘いをつづける」というのが運動の現在についてのわたしの評価である。その意味で、ここまでへの到達点を築いてこられた当事者たちの努力と勇気に敬意と称賛の意をささげたい。

そして鈴木章治氏の指摘するように、これまでの到達点をもとにさらに前に進めるのは新しい世代の責任であり、「これまで本当にごくろうさまでした」とバトンを受け取る時がいまきたのではないだろうか。兄貴分である治安維持法同盟に学びつつ、今年を同盟の組織に一步でも近づくためのスタートの年になることを期待したい。



あとにつづくものを「信じて走れ」

バトンの受け渡しということについて思い起こすのは、井上ひさしが『組曲 虐殺』において小林多喜二に歌わせた「信じて走れ」である。絶望から希望への橋渡しを願いつつ「あとにつづくものを 信じて走れ」と多喜二は自分を励ますのである。

多喜二：絶望するには、いい人が多すぎる。希望を持つには、悪いやつが多すぎる。なにか綱のようなものを担いで、絶望から希望へ橋渡しをする人がいないものだろうか。：いや、いなことはない。

多喜二、「信じて走れ」を歌って、自分を励ます。

多喜二

愛の綱を肩に／希望めざして走る人よ／いつもかけ足で／森を駆けぬけて／山をかけたのほり／崖をかけおりて／海をかきわけて／雲にしがみつき／あとにつづくものを／信じて走れ  
愛の綱を肩に／星をめざして走る人よ／いつもひたすらに／ワルをうちこらし／ボロをうちすてて／餓えをうちほらい／寒さをうちやぶり／虹にしがみつき／あとにつづくものを／信じて走れ／あとにつづくものを／信じて走れ

〔井上ひさし』組曲 虐殺』集英社、2010年、137頁）  
139頁〕

〈おわりに―沖繩の闘いに学ぶこと〉

翁長沖繩県知事は菅官房長官との会談（2015年4月5日）

において、「私は、辺野古の新基地は絶対に建設することができないという確信を持っています。県民のパワーは、私の誇りと自信、祖先に対する思い、それから将来の子や孫に対する思いが全部重なって、私たち一人ひとりの生きざまになっています。こういう形で『肅々』と進められるなら、建設するのは絶対に不可能になると思います」〔『赤旗』2015年4月6日〕と語り、辺野古基地建設にキツパリとノーを突きつけた。沖繩の過去をふり返り未来をみすえつつ、次世代のこどもや孫に「負の遺産」を残さないことを大人の未来責任として宣言したものであり、それは多くの沖繩県民の思いを代弁するものであった。

名護市辺野古の米軍基地建設に反対し、米軍キャンプ・シユワブゲート前で開かれている抗議の座り込みが2015年11月18日現在、開始から500日を迎え、現在もつづけられている。

その最前列で19年にわたり座り込みを続けてきた「辺野古のおばあ」島袋文子さん（86歳）は強制排除しようとする警察官にたいして「二度と日本の政治家に編み込まれるはならない。だから、一つしかない命をはってゲート前に座っている。今からの子どもたちの命を守るためにゲート前にいる。警官たち、その手を離せ」と抵抗している。島袋さんが身につけているゼッケンには太い文字でつぎのように記されている。

「**負けない方法 勝つまでずっと諦めないこと**」

〔『全国革新懇ニュース』No.375 2015年12月・

2016年1月合併号】

## レッド・ページ運動の勝利、それは「文法命題」

ドイツの哲学者ウィトゲン・シュタインは、疑う余地がなく信じるのできる知識やその反対のことが想像できない命題、どんなに疑おうとしても疑うことのできない命題を「文法命題」と定義した。

この定義を借りるなら、道理と正義を手にしたレッド・ページ運動の勝利は、われわれが闘いの旗をおろさない限り「文法命題」であると断言できよう。どのような困難や曲折があろうとも、何者も真理をいつまでも黙らせることはできないし、道理は誰もとめることはできないことは、これまでの歴史が幾多の事実によって証明しているところである。

レッド・ページ運動の大きな「合唱隊」の結成をめざして、FIGHT for DECENT WORK and THE DIGNITY of MAN（人間らしい労働と人間の尊厳のための闘い）の旗を高く掲げ、記憶し、記録し、勝つまでずっと諦めないこと〃を心に刻みつつ、65周年を新たなスタートに手をとりあい前進しよう。

### 【注】

・特別寄稿Ⅱ2015年12月6日、東京都内で開かれた「レッド・ページ65周年のつどい」の記録などをまとめた冊子『語りつづこう レッド・ページ 昔の話ではありません』への寄稿。アメリカにおける日系アメリカ人強制収容への国家謝罪・賠償の事例や古今東西の故事を引いて浩瀚な論考となっているが、運動継承の主題部分に集中して再録した。

次は、同じく全国連絡センターによる「レッド・ページ65周年のつどい」の記念誌に特別寄稿された神戸訴訟「レッド・ページ損害賠償訴訟と今後の展望」からの引用になる。センター及び、筆者・松山秀樹弁護士（神戸合同法律事務所）のお許しを得ての掲載になる。

## 損害賠償訴訟と今後の展望

弁護士・松山 秀樹（神戸合同法律事務所）

### 1 これまでの経過

兵庫に居住する原告ら3名は、2008年10月24日、日弁連による国に対する人権救済の勧告をうけて、09年3月27日、神戸地裁へ、国家賠償請求訴訟を提起した。

神戸地裁では、原告らは、レッド・ページに対する政府の積極的関与の実態を明らかにするため、裁判所に明神勲氏の証人尋問を採用させ、後述のとおり、明神氏が新たに発掘したGHQ文書などをもとに日本政府による積極的関与を明らかにしたが、11年5月26日、神戸地裁は、原告らの請求を棄却、大阪高裁では、新たにレッド・ページ被害者の名誉回復と救済措置についての検討状況について、内閣と衆参両議院に対する調査囑託を採用させることができ、後述のとおり、判決理由では一定の前進もあったが、

12年10月24日、控訴棄却、最高裁も13年4月25日に上告棄却、上告不受理決定を出した。その後、原告ら3名は、最高裁決定の誤りをただすべく、最高裁へ第3次再審請求中である。

## 2 本件レッド・ページ訴訟の提訴と特徴

1950年、神戸に在住する原告ら3名は、官庁、大企業から、レッド・ページによって免職、解雇された。その結果、原告らは、職を失って収入を絶たれたのみならず、その後も「企業破壊者」、「暴力分子」等といういわれのない烙印を押されて社会から排除され、再就職もままならないなど苦難の人生を強いられてきた。そして「生きていくうちに名誉回復を」と2009年3月に神戸地方裁判所へ提訴した。これまでのレッド・ページ訴訟と異なるのは、解雇、免職そのものの効力を争うのではなく、レッド・ページにおける政府の積極的な関与を理由として直接国の責任を問うた国賠請求訴訟を提起した点にある。

今回の訴訟では、レッド・ページは、当時の日本政府が単にGHQの指示によりやむを得ず実施したのではなく、積極的に関与していた実態を明らかにした。また、レッドページが、日本国憲法施行（1947年5月3日）後、日本国憲法、世界人権宣言によって最も重要な人権として保障されている思想・信条の自由を侵害し、この人権侵害によって、その対象者らが、単に解雇・免職によって職を奪われただけではなく、いわれのない烙印によって再就職もままならず、長期にわたり経済的にも困窮した生活之余儀なくされ、さらに、その家族までが職を失うなど、その

深刻な被害の実態を明らかにした。

そして、原告らレッド・ページ被害者の名誉回復と救済を政府や国会が放置するなか、人権保障の最後の砦である裁判所に対して、日本国憲法に従って、民主主義を支える最も重要な基本的人権である思想・信条の自由が侵害された状態を解消し、永年にわたり人権を侵害されたまま放置されてきた原告ら被害者の救済を図るための判決を求めた。

## 3、本件で争われたレッド・ページとは何か

既にのべたところからも明らかなおりと、今回の訴訟において原告らが違法行為として主張した「レッド・ページ」とは、単にレッド・ページ対象者の解雇、免職処分のみを指しているのではない。

レッド・ページは、単に最高司令官による指令に基づく公務員の免職や各企業毎の解雇ではなく、共産主義者やその同調者に対し、暴力的に社会秩序を破壊し、民主主義国家の転覆を謀っている「企業の破壊者」「暴力分子」であるかのような烙印を押し、宣伝を行い、同人らを社会から排除するために、日本政府が積極的に関与して推進していった一連の施策である。

神戸地裁、大阪高裁ともに、原告らが、1950（昭和25）年以降に、それぞれの勤務先から、日本共産党の党員又はその同調者であることを理由とする免職処分又は解雇を受けたと認定して、原告らが、その思想信条を理由として解雇、免職されたことは認めたと、レッド・ページを、解雇・免職処分に限定して認定

するに止まっている。

このような認定が、解雇、免職後の原告らやその家族が被つたレッド・ページの被害を矮小化して捉えることにつながり、レッド・ページの被害実態を直視しない不当判決につながっている。

#### 4 訴訟の到達点

##### (1) 被害の実態の解明

レッド・ページによって侵害された法益は、憲法で保障された基本的人権のなかでも思想・良心・信条の自由、結社の自由、法の下での平等という、日本国憲法及び世界人権宣言において優越的な人権として保障されている基本的人権である。

また、レッド・ページによる法益侵害は継続的であり、被害を受けた人的範囲もレッド・ページ対象者に限られない。

すなわち、法益侵害の時間的な継続性は、単に解雇・免職処分それ自体によるその時点の不利益に止まらず、講和条約発効後、更には現代に至るまで長期間に及んでおり、被害の人的な範囲は、対象者である本人に限定されず、親族などにまで及んでいる。

判決はレッド・ページ被害者の被害実態を黙殺しているが、原告らは、原告本人尋問と多数の証拠を提出して、レッド・ページ被害者の被害実態をつぶさに明らかにした。法廷においてレッド・ページ被害者の被害実態を明らかに出来たことは、裁判記録という証拠に基づき被害救済の必要性を明らかにすることができ、レッド・ページ被害者救済法制定などの運動を進める上で、極めて重要な意味がある。

(2) レッド・ページが連合国最高司令官の指示、命令によるも

のではないこと、レッド・ページ最高裁判決当時の田中耕太郎最高裁判長官による暗躍を資料に基づき立証したこと

レッド・ページが連合国最高司令官の指示、命令によるというのが超憲法的判断の抛り所であり、2つの最高裁大法廷決定の根拠でもある。また、レッド・ページを進めた日本政府などの国家机关や地方機関、企業も、レッド・ページがGHQの指示によるからやむを得なかったとして自らの責任を回避しようとしてきた。

しかし、明神勲証人が、新たに国会図書館などで発掘した膨大なGHQ資料に基づいて、これらの資料を分かりやすく読み解いていくことで、従来の「レッド・ページ＝GHQの指示命令」という定説をくつがえし、レッド・ページは、GHQが示唆（アドバイス）することはあっても、日本政府と企業が主体的、かつ、積極的に推進していったことを明らかにする意見書を提出し、更に法廷での明神証言によって、連合国最高司令官の指示がないことは明らかになった。

更に、レッド・ページが、連合国最高司令官の指示に基づくものであるとする理由として、最高裁昭和35年4月18日大法廷決定は、「連合国最高司令官の指示が、所論の如く、ただ単に『公共的報道機関』についてのみなされたものではなく、『その他の重要産業』をも含めてなされたものであることは、当時同司令官から発せられた原審審示の屢次の声明及び書簡の趣旨に徴し明らかであるばかりでなく、そのように解すべきである旨の指示が、当

時当裁判所に対しなされたことは当法廷に顕著な事実である。」と判示している。

ところが、この判決を含めて、レッド・ページ犠牲者の救済を否定した最高裁大法廷決定の何れにも裁判長として関わった田中耕太郎最高裁長官が、実はレッド・ページを巡って暗躍していた実態を明神意見書はGHQ文書をもとに初めて明らかにした。

すなわち、明神勲氏が、今回、新たに国会図書館で発見したGHQ資料には、レッド・ページにかかわる田中耕太郎最高裁長官とホイットニーGHQ民政局長との密会・密談の状況が克明に記されていた。すなわち、①1950年8月7日、ホイットニー民政局長と田中長官との会談が行われ、②その会談の中で、田中長官はレッド・ページを有効とする裁判をするために、連合国最高司令官が指示命令を出してくれば大いに助けになるとして、GHQに指令を出すことを要請し、③この要請に対してホイットニーは、GHQとしては、レッド・ページをするように指令をすることはできない、と断っていた。

最高裁昭和35年決定に裁判長として関わった田中耕太郎長官自身が、GHQと密談して、自らレッド・ページの指令を出すように求めたのに対して、GHQはそのような指令を出すことを拒否していた。最高裁昭和35年決定に書かれているのは全く逆の真実が明らかになったのである。

このように、今回の訴訟では、明神勲証人の証言、意見書、及び昭和35年最高裁大法廷決定時点では明らかにしていなかった新たなGHQ資料の発見により、「当法廷に顕著な事実」とされ

た「解釈指示」なるものが存在しなかったことが証拠上明らかになり、国は、この点について、何ら反論も反証もできなかった。

本件訴訟によって、最高裁にとつては不都合な真相が明らかにされ、最高裁昭和35年大法廷決定が見直されなければ正義に反することが明らかとなったのである。これら法廷で宣誓したうえで明神証言とそこで語られたGHQ資料は、今後の最高裁決定の見直しを求める再審の取り組みや国会での被害者救済のための立法の必要性に大きな根拠を与えるものである。

### (3) 講和条約発効後の不作為が違法であること

本件訴訟での原告らの主張のもう一つの柱は、たとえ、原告らの免職、解雇それ自体が違法行為ではないとしても、レッド・ページにおいて日本政府は積極的な役割を果たしている以上、少なくとも、講和条約発効（1952年4月28日）後、政府及び国会は、条理に基づき原告らレッド・ページ被害者を救済すべき法的な作為義務を負っているという点である。

この点で、神戸地裁判決、大阪高裁判決ともに、国の作為義務を認めなかったが、大阪高裁判決は、「講和条約発効後に日本政府が救済すべき作為義務が発生するのは、日本政府が実質的にレッド・ページを主導し、連合国最高司令官の強大な権限を利用したような場合に限られる」と判示して、極めて限定的ながら、国の作為義務が肯定される場合があることを認めさせたことは一歩前進であると評価できる。

そして、レッド・ページにおいて、日本政府が主導的積極的な役割を果たしたことは、明神意見書によって明らかにされた。

したがって、大阪高裁が示した基準に従っても、日本政府には講和条約発効後にレツド・ページ被害者を救済すべき作為義務が認められたはずであり、少なくとも、今後、日本政府は、レツド・ページが連合国最高司令官の指示によるからとの理由だけで、レツド・ページ被害者らの救済を拒否することは許されず、日本政府及び国会に対してレツド・ページ被害者の名誉回復と救済の措置を求める重要な理論的根拠となるはずである。

#### (4) 立法不作為の違法性

講和条約が発効し、我が国の主権が回復された以後、国会において、レツド・ページによる解雇・免職が無効であることを宣言し、被解雇・免職者の名誉回復、復職、賃金補償、年金受給権の回復等の救済措置を定めた立法がなされるべきであったにもかかわらず、今日に至るまでかかる何らの検討もされていない。

これは、歴代国会議員の不作為による救済法制定義務違反であり違法である。

#### ア 調査囑託の採用

今回の訴訟で大きな前進だと評価できるのは、裁判所に対して、レツド・ページ被害者の名誉回復と救済措置についての検討状況について、内閣と衆参両議院に対して、調査するように求めた申立（調査囑託申立）を、大阪高裁が採用したことである。大阪高裁が調査囑託を行ったということは、裁判所としても、レツド・ページ被害者の救済措置の検討状況を調査する必要性を認めたということである。

調査囑託の結果、講和条約発効後、歴代の政府及び全ての行

政機関は、レツド・ページ対象者の被害実態の調査もせず、何らの救済策の検討すら行っていないという事実が明らかになった。裁判所による調査で、政府がレツド・ページ被害者の救済策を全く検討せずに放置してきたことが露呈したのである。

衆参両議院からの回答によれば、衆議院及び参議院に対して立法によるレツド・ページ犠牲者の名誉回復と損害の賠償を求める請願が繰り返されているが、これらの請願については、内閣委員会において一致した結論が得られなかったことを理由に、いずれも審査未了のまま処理されている。

このような調査結果から、衆参両院におけるかかる請願の処理は、極めて不誠実なものであって、その対応は、請願法第5条に違反するものであり、国会もレツド・ページ被害者の救済を検討することなく放置してきた現状が明らかとなった。

#### イ 公職追放者と比較したレツド・ページ被害者への差別的な扱い

レツド・ページ被害者の名誉回復と被害救済の放置は、単に占領下の行為としてレツド・ページ被害者が放置されてきたというのではなく、一方で占領下で公職追放を受けた者が講和条約発効と同時に復権したのと比較して極めて差別的な扱いにより救済を放置されてきたという点で憲法14条法の下下の平等違反としても違法な行為である。

すなわち、公職追放は、連合国最高司令官の明確な指令に基づき、勅令の公布によって施行された。また、公職追放はポツ

ダム宣言の条項を根拠として、軍国主義者、超国家主義者、戦争協力者、その他、日本の非軍事化、民主化にとつて好ましからざる人物の公職からの除去及び排除を目指したものであり、日本国憲法の恒久平和主義に合致したものであらた。

ところが、レッド・ページは連合国最高司令官の指示に基づくものではなく、民主主義の実現と言論や思想の自由など基本的人権の尊重を求めたポツダム宣言に反するとともに、日本国憲法の思想良心の自由の保障にも違反していた。

然るに、政府は、公職追放者に対しては、既に占領下において、段階的に追放解除を実施し、更に「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」を制定して、講和条約の発効に伴って、すべての公職追放関係の法令が廃止となり、救済がはかられた。

これに対して、公職追放の解除が行われるのと同時期に、これと並行して実施されたレッド・ページの被害者の救済を政府も国会も放置してきたのである。

神戸地裁、大阪高裁判決ともに、このレッド・ページ被害者を公職追放者と比較した平等原則違反について、正面から取り上げることをしなかったが、訴訟を通じて、その問題点は明らかにになった。今後のレッド・ページ被害者救済の合理性と必要性に憲法上の論拠を与えるものである。

## 5 展望

最高裁第一小法廷は、原告らの上告理由書、上告受理申立理由

書など膨大な本訴訟の地裁及び高裁の記録が最高裁に到着した旨の通知があつてからわずか2ヶ月で「上告棄却」「上告不受理」の決定をした。

中外製薬事件から60年以上が経過して、再度レッド・ページが最高裁において審理されることになった際に、レッド・ページ被害者と弁護士は、最高裁が今度こそ自らの職責を全うして、レッド・ページ被害者の人権救済のための判断を下すものと考えていた。これに対して、最高裁は、いわば「臭いものに蓋」をすることがとく決定を行い、司法自らの手によつて、なお過去の過ちをただすことが出来ないことを明らかにした。

しかし、原告らは絶望してはいない。原告らが声を上げたことで前記のとおり新たな到達点に達することができた。また、この間、わが国の司法の一翼を担い、人権擁護を重大な責務とする公的団体である日弁連からは、三度にわたつて人権救済の勧告が出され、また、各地の単位弁護士会でも人権救済の勧告が相次ぎ、新たな人権救済申し立てを行うなど運動は進展してきている。

本件神戸地裁判決、大阪高裁判決に対しては、それぞれ、レッド・ページの人権侵害性を指摘して、改めて日本政府に対して早急な被害回復のための措置を講じることを求める日弁連会長談話が異なる日弁連会長によつて発表された。このように運動が進展してきたのは、レッド・ページが決して遠い過去の出来事ではなく、レッド・ページの違法性を明らかにして、レッド・ページ被害者を救済することが、現代、そして将来において、二度とレッド・ページのような思想・信条を理由とする差別を行わせない

ために重要であり、そのことは、現代及び将来に生きる全ての  
人々の思想・信条の自由を保障することにもつながるとい  
う考えを多くの人が共有しているからである。

今回の国賠請求訴訟で裁判記録として積み上げられた証拠、証  
言を国内はもとより、国際社会とも共有することによって、レ  
ッド・パージ被害者を放置したままで、普遍的な人権である思想良  
心の自由の確立はあり得ないことを確認する地道な取り組みの  
積み重ねが重要である。

全国のレッド・パージ被害者、その遺族、多くの支援者、そし  
てそれぞれの立場を超えて、思想信条の自由、結社の自由の保障  
の確立を願っている多くの人々と連帯することで、レッド・パー  
ジ被害者の名誉回復と救済を必ず勝ち取ることができると確信  
している。

## 日弁連の内閣総理大臣宛人権救済勧告書

(2008年10月24日付)

本件は今から60年も前に起きたものではあるが、現在におい  
ても依然として職場における思想差別が克服されたわけではない。  
現在も形を変え類似の被害は繰り返し返されている。

職場において思想・良心の自由、法の下の平等などが保障され  
べきことは、過去の問題ではなく現代的な人権課題である。ま  
して、政府などの権力機関が自らこれを侵害したり、その侵害を

推進し助長するなどの行為が、決して繰り返されてはならない。  
現在および将来にわたり、職場において思想差別が繰り返し返され  
ないようにするためにも、過去の人権侵害に対してその侵害事実  
と責任を認め、救済をしていくことは極めて重要である。

とりわけ、占領下という特殊な状況下における人権侵害に対し  
ても救済を行うことは、どのような状況下においても人権は保  
障されなければならないという、人権の固有性・普遍性・不可侵  
性をあらためて確認するという意味においても重要な意義を有  
するものである。

\*

この日弁連の勧告以降、2020年10月までに合計18回、11  
3人の人権救済勧告が行われている。日弁連(2回)以外では、  
横浜弁護士会はじめ、長崎、仙台、京都、長野、東京(3回)、  
群馬、札幌(2回)、千葉、熊本、福岡、岩手、埼玉の弁護士会  
である。

この勧告申立て年月日は巻末の関連年表に記載してある。